

議案第二八号

賦産区管理会条例設定について

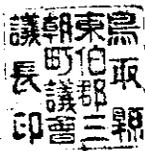
賦産区管理会条例を別紙のとおり設定するものとする。

昭和三十五年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十五年三月十八日朱書のとおり修正議決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



賦産区管理会条例

(目的)

第一条 この条例は地方自治法第二百九十六条の三第一項及び第二百九十六条の四

第一項の規定に基づき三朝町に設置して各賦産区に管理会を設け、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置及び組織)

第二条 各賦産区に賦産区管理会（以下「管理会」という）を置く。

管理会は賦産区管理委員（以下「委員」という）七人をもつて組織する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は四年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の選任)

第四条 委員は賦産区管理委員選挙会（以下「選挙会」という）が各賦産区の区域

内に三箇月以上未住所を有する世帯主で三朝町議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という）の中から地方自治法第百十八条の規定の例により選挙する。

選挙会は委員の任期が満了したとき又は委員に欠員を生じたときは直ちに委員の選挙を行わなければならない。

選挙会は別表に定める会員（以下「選挙会員」という）をもつて組織する。

各町内の区域に三箇月以上未住所を有する世帯主で三朝町議会の議員の選挙

収を有するものは別表の上欄に掲げる都道府県に於て、下欄に掲げる数の選挙員を、その都府に三箇月以上住所を有する在籍主として三朝町議会の議員の選挙権を有するものの中から地方自治法第百十八条の規定の例により選挙するものとする。

五、委員の選挙を行うべき事由が生じたときは三朝町選挙管理委員会は直ちに前項の規定により選挙委員の選挙を行わせるとともに選挙会を招集して委員の選挙を行わせなければならない。

六、選挙会は総選挙委員の半数以上のものが出席しなければ会議を開くことができない。

七、この条例に定めるものの外、選挙会の議事運営は管理会の会議の例による。

(失職及び資格決定)

第五条 委員が被選挙権を有する者でないときはその職を失う。委員が被選挙権を有する者であるかどうかは管理会がこれを決定する。この場合においては出席委員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

八、前項の場合においては、委員は第七条第二項の規定にかかわらずその会議に出席して自己の資格に關し弁明することはできるが決定に加わることができない。

(会長)

第六条 管理会は委員の中から会長を互選しなければならない。

2. 会長は管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、管理会を代表する。

3. 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の指定する委員が之の取務を代理する。

(招集)

第七條 管理会は会長が招集する。

2. 委員から管理会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならぬ。

(会議)

第八條 管理会は四人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 会長及び委員は自己又は父母、祖父、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に關する事件については、その議事に参与することができない。

3. 管理会の議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第九條 前三條に定めるものの外、管理会の議事運営に關し必要な事項は、管理会が定める。

(管理会の同意を要する事項)

本条 各財産区の財産又は營造物の管理又は処分は管理会の同意を要するものは

次のとおりとする。

- 一 財産又は營造物全部の処分
- 二 財産の価値又は營造物の利用価値を減少する処分
- 三 財産又は營造物の全部又は一部についてその財産の形態又は營造物の機能を変更する処分
- 四 財産又は營造物の住民に対する使用関係の設定制限若しくは廃止又は使用関係の変更
- 五 植林、伐採、間伐その他重要な管理行為に関する事
- 六 財産又は營造物の管理計画を定め又は変更すること
- 七 使用料、加入金又は分担金、夫役現品に関する事
- 八 売買契約、供給契約又は請負契約を結ぶこと
- 九 毎年度の財産区の収入及び支出ならびに決算に関する事
- 十 この条例の改廃に関する事

(雑則)

第十一條 この条例に定めるものの外管理会の議事運営については三朝町議会の議事

運営の例による。

附 則

一 この条例は昭和三十五年四月一日から施行する。

二 財産区の財産管理処分に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第九号)はこの条例施行の日より廃止する。

